



移動支援事業 ガイドライン

知立市地域生活支援事業

目次

対象者	2
利用者負担額	2
対象となる支援	3
対象とならない支援	3
障害福祉サービスが優先となる支援	4
特例的に認められるもの	4
Q&A	5
利用者向け	5
事業所向け	7

対象者

- 身体障がい者（児）
- 知的障がい者（児）
- 精神障がい者（児）
- 難病患者

※ 障がい児については、原則として小学生以上が対象です。

利用者負担額

移動支援を利用した場合、原則1割を利用者が負担します。ただし、利用者の属する世帯の所得状況によって負担上限月額があります。

また、交通費などの実費は、利用者の負担となります。

※利用者の属する世帯とは…

【18歳以上】本人および配偶者 【18歳未満】保護者の属する世帯

所得区分		負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市民税課税世帯（所得割額28万円未満）の居宅で生活する障害児	4,600円
	市民税課税世帯（所得割額16万円未満）の居宅で生活する障害者	9,300円
一般2	上記以外の人	37,200円

対象となる支援



社会生活上必要不可欠な外出

- ・今後の生活において必要な手続きであり、目標達成後の継続性がないもの
(学校、施設の見学や利用手続き、入学手続きなど)
- ・買い物や行事への参加など
(ショッピングモールやスーパー、各種団体の行事や会合など)
- ・冠婚葬祭など(通夜、葬式、お見舞いなど)

余暇活動等の社会参加のための外出

- ・自己啓発や教養を高めるもの(講演会、博覧会、文化教養講座など)
- ・健康増進を図るもの(散歩、プールなど)
- ・生活の内容、質の充実を図るもの
(レクリエーション、映画鑑賞、コンサートなど)

※障がい児の利用については、原則保護者が付き添うことができない場合であって、その障がい児に係る障がいの特性、家族状況等から一般的な子育て支援よりも特別な支援が必要と認められた場合に対象となります。

対象とならない支援



通勤、営業活動等の経済活動に係る外出

通勤、営業活動など収入を得るもの

通年または長期にわたる外出

通園・通学、サービス事業所への通所など

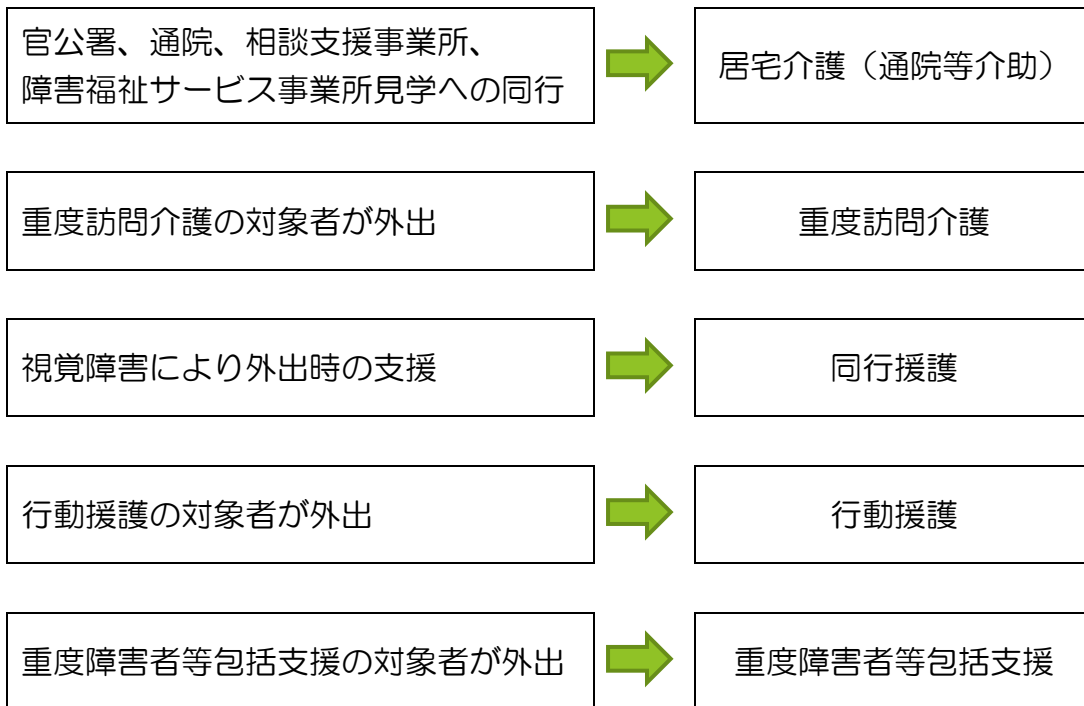
※通年とは年間を通じて定期的なもの、長期とは概ね3か月を超えるものとします。

社会通念上適当でない外出

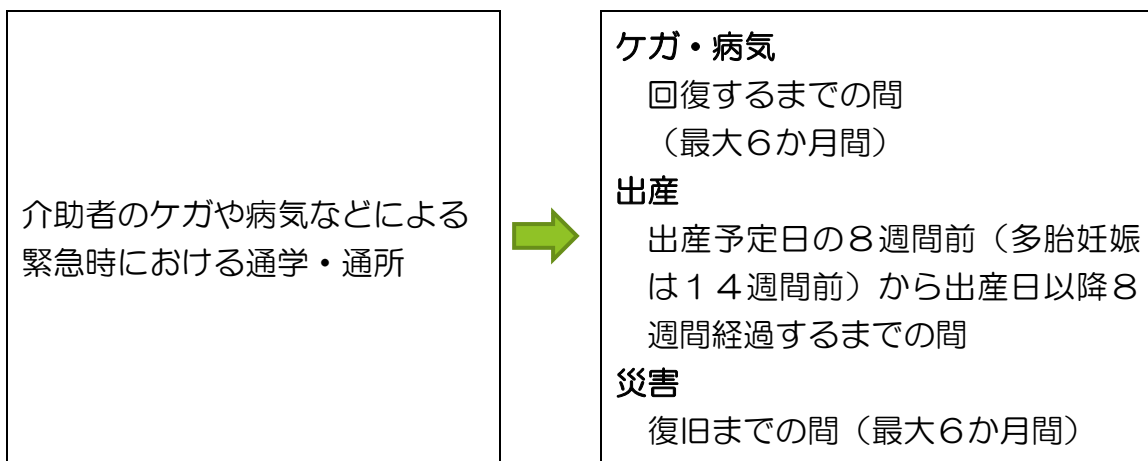
宗教活動、政治活動、公序良俗に反するもの

介護保険で対応できるサービスは、対象外になります。

障害福祉サービスが優先となる支援



特例的に認められるもの



Q&A



利用者向け

- Q1 現地集合や現地解散は可能ですか？
- A 利用方法や利用者負担は事業所との契約内容によりますが、現地集合や現地解散は可能です。ただし、外出先が移動支援の対象にならない場所や、目的地で移動支援が必要でなく、単に見守る行為のみである場合は認められません。
- Q2 片道での利用は可能ですか？
- A 片道でもサービス提供可能な事業所であれば利用することはできます。なお、利用事業所との契約内容により、ヘルパーの交通費を利用者が負担しなければならない場合があります。
- Q3 長距離の対応は可能ですか？
- A 1日の範囲内（日付を超えない範囲）なら利用可能です。
- Q4 家族同伴の外出や家族が運転する車での利用は可能ですか？
- A 利用できません。
- Q5 ヘルパーの食事代は利用者負担ですか？
- A 食事代については、事業所と利用者で食費負担を協議して頂くことになります。
- Q6 ヘルパーの交通費や入館料などは利用者負担ですか？
- A 交通費や入館料などの取扱いは利用事業所との契約内容によりますが、概ね利用者負担になります。
- Q7 外出前の準備や買い物後の購入品の収納などは可能ですか？
- A 身体介護を伴う場合のみ利用可能です。

Q8 排泄介助は可能ですか？

A 身体介護を伴う場合で、外出直前または外出中に支援が必要であれば可能です。

Q9 グループホーム入居者・施設入所者も利用可能ですか？

A グループホーム入居者は利用可能です。施設入所者は、原則として入所中は利用不可ですが、外泊許可を取った上で一旦自宅に戻ってからの買い物などの移動で、入退所と同日でない場合のみ利用可能です。

Q10 習い事に通うための利用はできますか？

A 習い事は、通常通年かつ長期にわたる外出に該当するため、利用できません。ただし、18歳以上で目的が社会参加や余暇活動と認められる場合は、対象となる場合があります。

Q11 プール支援は可能ですか？

A プール内で、実際に身体に触れて支援する場合は、身体介護を伴う場合のみ利用可能です。身体介護を伴わない場合は見守りなら可能です。ただし、夏休み期間の学校でのプールへの登下校及びプール内での支援には利用できません。

Q12 学校行事（遠足、社会見学など）で外出する際に利用は可能ですか？

A 遠足、社会見学などは学校生活の一環となるため、利用はできません。

Q13 入退院、入退所の際に利用は可能ですか？

A 利用できません。

Q14 障害福祉サービスと移動支援はどちらを利用すればよいですか。

A 障害福祉サービスの利用が優先されます。ただし、障害福祉サービスで対応できない場合などは移動支援を利用することができます。

事業所向け

- Q1 電車やバスで移動中の時間や駅やバス停で待っている時間は算定されますか？
- A 移動中または待機中にも支援が必要な場合は算定可能ですが、支援を必要としない時間については算定できません。
- Q2 グループ支援型は実施できますか？
- A 実施できません。個別支援型でご対応ください。
- Q3 自宅へ訪問した際に本人の状況が変わり、外出することが難しく自宅で過ごした場合に算定されますか？
- A 算定できません。

注意事項

- (1) 利用者を受け入れる際は、事前説明を実施してください。
- (2) 適切なサービスを提供できるよう、無理のない勤務体制を定めておいてください。
- (3) 支援者の資質向上のため、研修などの実施や参加をお願いします。
- (4) サービスの提供に関する記録を整備してください。
(サービス提供後5年間保存)
- (5) 業務上知り得た秘密を漏らさないでください。

